



たからこ  
～「宝湖」小川原湖、  
輝く湖水と豊かな恵みを未来まで～

# 小川原湖水環境改善行動指針 (概要版)

(小川原湖に流入する汚濁物質量の低減に向けて)



平成29年1月

青 森 県

## はじめに（行動指針策定の趣旨）

小川原湖は、高瀬川を通じて太平洋とつながる汽水湖であり、国内の湖沼で 11 番目の面積を有しています。

小川原湖をはじめとする小川原湖湖沼群は、動植物の希少種、固有種等が生息・生育しており、多様な生物相を有していることなどにより、「日本の重要湿地 500」に選定されています。

また、地元では「宝湖」（たからこ、たからぬま）と呼ばれるほど水産資源に恵まれており、特にシジミ、シラウオ、ワカサギは、全国有数の産地として知られています。

湖畔には、小川原湖公園、わかさぎ公園、三沢市民の森公園などが整備されており、春には桜まつり、夏には湖水まつりなどが開催され、湖水浴、キャンプ、シジミ採り、ヨット、散策、冬のワカサギ釣りなど四季を通じて多くの人々が訪れ、その水辺空間に親しんでいます。

しかし、小川原湖の水質は近年急激に悪くなる傾向を示しており、アオコ発生などによる漁業や観光などへの影響が懸念されています。

このため、小川原湖を管理している国土交通省は、平成 24 年 3 月に行政の関係機関（国土交通省、県及び流域 7 市町村）で構成する「小川原湖水環境対策協議会」を設置し、平成 25 年 2 月には水環境改善に係る湖内及び流域の対策などを取りまとめた「小川原湖水環境改善計画」を策定しました。

同計画に基づく水環境改善対策として、国土交通省は塩水遡上抑制に係る実証試験などの湖内対策に、県及び市町村は生活対策に取り組んでいます。

また、県は、流域対策をより幅広くかつ効果的に進めていくために小川原湖流域の行政、関係団体、有識者などで構成する「小策協議会」を設置し、小川原湖に流入する汚濁物質の低減対策、検討を行いました。

この検討結果をもとに、流域の行政、事業者、住民などの各主体が、小川原湖に流入する汚濁物質を低減するために今後実施していくべき取組の具体的な方向性を本行動指針に取りまとめました。

小川原湖の水環境を保全し、豊かな恵みを未来に引き継ぐため、今後、各主体が本行動指針を参考として積極的に、かつ、連携して流域対策に取り組んでいくことが求められます。

カンムリカイツブリ



しじみ漁



湖水浴場



アオコ発生状況(内沼橋付近)  
排水対策などの流域

ため、平成 27 年 10 月川原湖流域水環境対策などについて協

体が、小川原湖に流

入する汚濁物質を低減するために今後実施していくべき取組の具体的な方向性を本行動指針に取りまとめました。

# 小川原湖流域について

小川原湖流域は十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町にまたがっており、約7万人の人々が暮らしています。

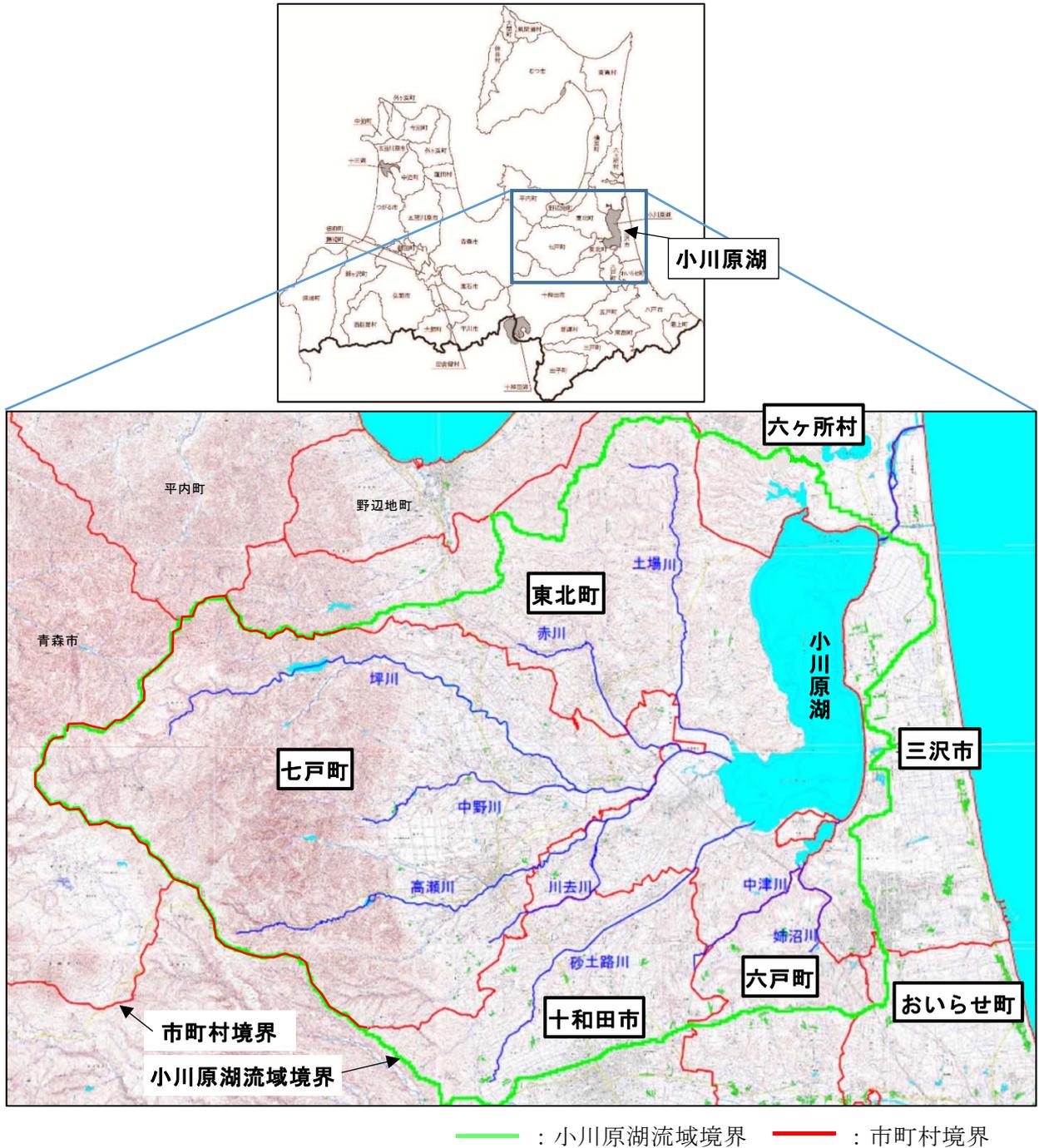


図 小川原湖流域図

## 行動指針の位置付け

この行動指針は、「小川原湖水環境改善計画」（平成 25 年小川原湖水環境対策協議会策定）において設定された目標を達成するための対策の一環として、小川原湖に流入する汚濁物質（特に有機性汚濁物質及びりん）の量を低減するため、流域の行政、事業者、住民などの各主体が今後実施していくべき取組の具体的な方向性を取りまとめたものです。

### （参考） 小川原湖水環境改善計画の目標

「小川原湖水環境改善計画」において、目標は次のとおり設定されています。

#### （１）目標とする水環境

##### 恵みを育む小川原湖

小川原湖の恵みを次世代へ残せるように、小川原湖固有の微汽水環境と豊かな生態系を維持するため、近年のCODなどの顕著な水質悪化、アオコ発生等を抑制し、良好な水環境の維持・保全を目指す。

##### 人々が集う小川原湖

憩いの場であり、親水活動の場である小川原湖の良好な水質と固有の自然環境を保全するとともに、それらを生かした観光・レクリエーションの増進を図る。

湖水祭りのようなイベントやレクリエーション・観光の場として、人々の交流を促進できるように、良好な水辺空間を維持、創出していく。

#### （２）水質指標と目標値

水質指標	目標値
アオコ	小川原湖で発生しないこと
透明度	おおむね 2.4m 以上 ※G 地点(湖中央)の年平均値

#### （３）監視項目

監視項目	指標値
全りん	おおむね 0.021mg/L 以下 ※G 地点(湖中央)上層の年平均値
クロロフィル a	おおむね 10.4 μg/L 以下 ※G 地点(湖中央)上層の年平均値
COD	おおむね 3.5mg/L 以下 ※G 地点(湖中央)上層の 75%値
塩淡界面深度	おおむね 17.5m 以深 ※G24 地点(湖最深部)の年平均値

#### （４）計画目標年度

計画を策定した平成 25 年からおおむね 10 か年

## 小川原湖の水質と漁獲量の推移

### 小川原湖の水質の推移

- 湖の水の汚れ具合を示す代表的な指標として、COD（化学的酸素要求量）があります。
- 小川原湖のCOD（全層平均の75%値）は、近年急激に高くなる傾向を示しており、平成18年度以降、継続的に環境基準（3mg/L以下）を達成していません。平成26年度には16mg/Lと、過去最大となりました。

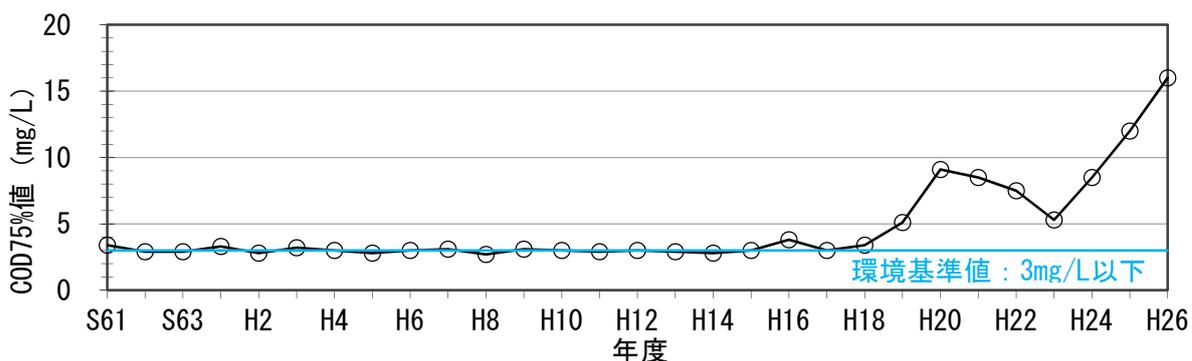


図 小川原湖G地点(湖中央)におけるCOD(全層平均の75%値)の推移

出典：公共用水域及び地下水の水質測定結果(昭和61年度～平成26年度、青森県)

### 漁獲量の推移

- 小川原湖は、国内の湖沼中第2位の内水面漁業漁獲量を誇り、日本における重要な内水面漁場となっていますが、主な漁獲物のひとつであるヤマトシジミの漁獲量は、近年減少傾向にあります。

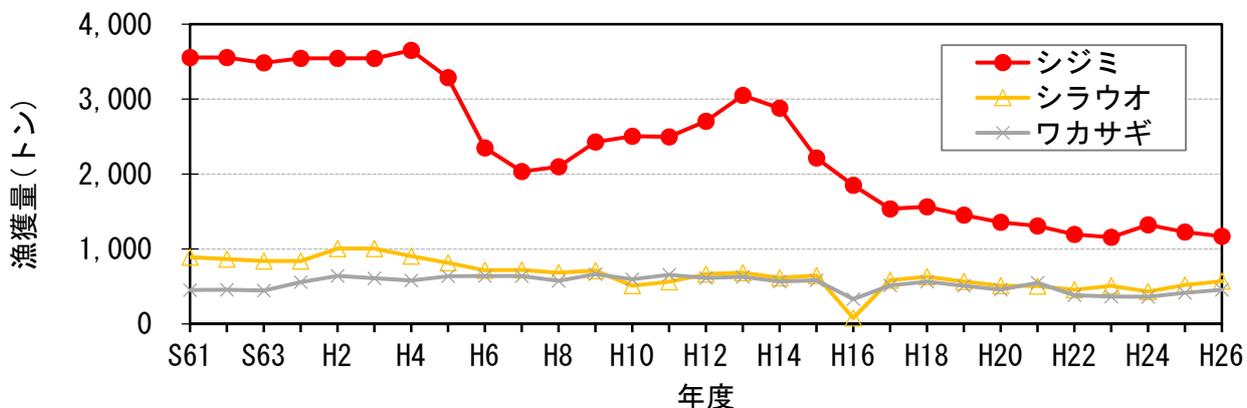


図 小川原湖における漁獲量の推移

出典：小川原湖漁業協同組合資料

※ ヤマトシジミについては、平成7年4月から平成14年12月までは1人1日当たり70kg、平成15年1月から平成16年7月までは50kg、平成16年8月以降は35kgの漁獲制限が実施されています。

## 水質悪化の要因と課題

- 水質悪化の要因のひとつとして、河川などを通じて、小川原湖に汚濁物質（有機性汚濁物質、りん、窒素など）が流れ込んでいることが挙げられます。
- 小川原湖流域において排出される汚濁物質の排出源は、下図のように多岐にわたると考えられています。
- そのため、小川原湖の水環境を改善するためには、流域の行政、事業者、住民などの各主体が連携して汚濁物質排出量の低減に向け取り組んでいく必要があります。

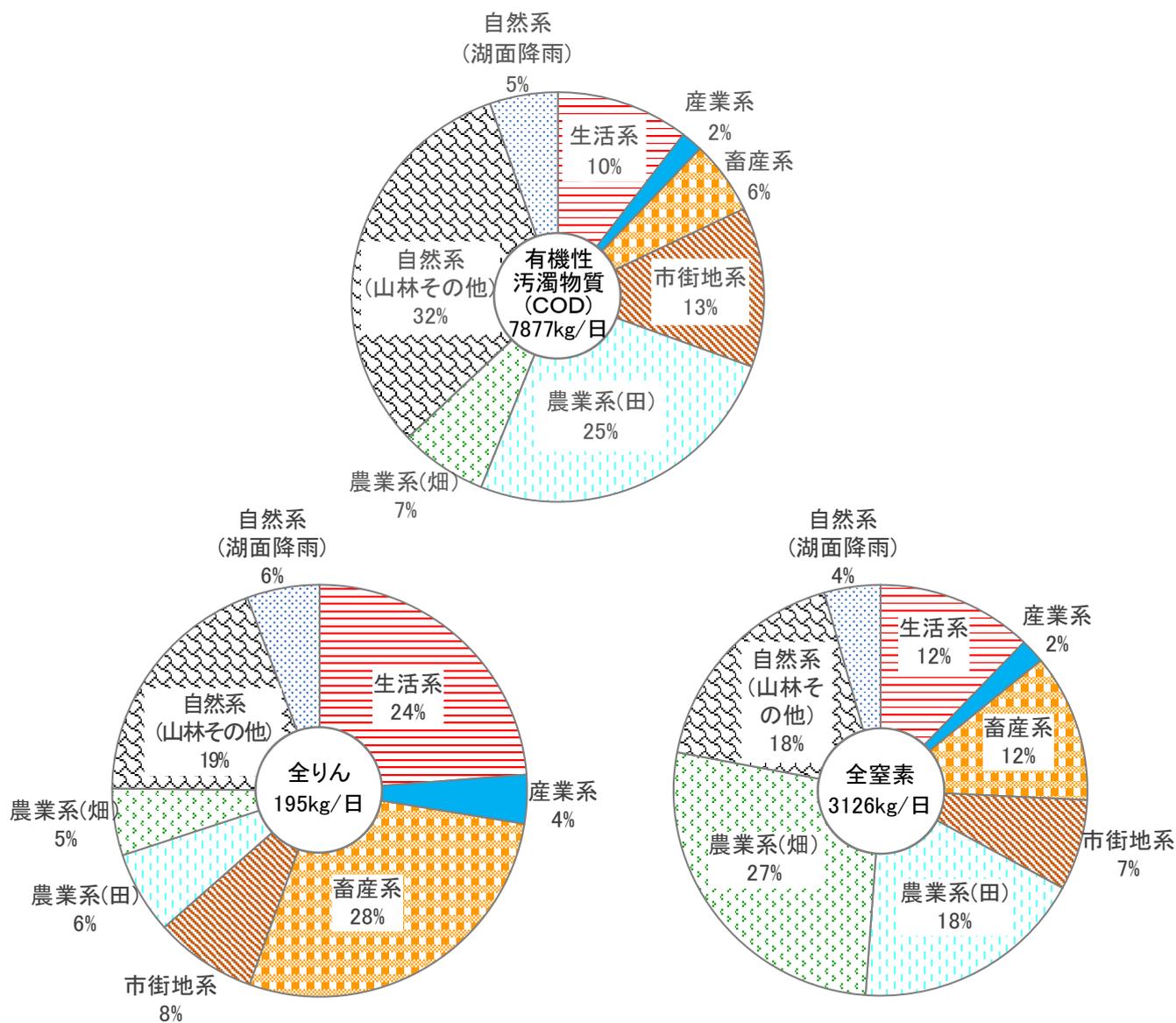


図 小川原湖流域における汚濁物質の発生源別排出割合

出典：小川原湖流域汚濁負荷量実態把握調査(平成 27 年度、青森県)  
(平成 25 年度のデータを基に作成)

# 汚濁物質量の低減に向けた取組の具体例

小川原湖に流入する汚濁物質量の低減に向けた取組の具体例を以下に整理しました。

分野	取組項目
生活排水対策	○公共下水道の整備の推進 ○公共下水道への接続率向上 ○公共下水道の適切な維持管理の推進
	○農業集落排水施設への接続率向上 ○農業集落排水施設の適切な維持管理の推進
	○合併処理浄化槽の整備促進 ○浄化槽の適切な維持管理の促進
	○家庭でできる生活排水対策の普及推進
工場・事業場排水対策	○排水基準等遵守の徹底 ○環境影響評価制度の適切な運用
畜産排水対策	○家畜排せつ物の適正管理の徹底 ○家畜排せつ物の処理などに係る新たな知見の収集・技術開発の推進
	○家畜排せつ物を処理した堆肥の利用の促進 ○家畜排せつ物のエネルギーなどとしての利用等の促進
農地からの流出水対策	○環境にやさしい農業の普及促進
森林からの流出水対策	○森林計画制度に基づく森林の適正管理の推進 ○森林資源の適正な利活用の促進 ○森林づくりに対する多様な主体の参加の促進
	○治山事業の推進
周辺環境の整備・清掃	○市街地及び河川などの清掃活動の促進 ○河川や水路などにおける刈草の流出防止の促進
	○不法投棄防止に向けた啓発・監視の強化
漁場水質保全対策	○漁業を通じた栄養塩の回収の促進 ○水草などの除去の促進
河川等工事の濁水対策	○河川及びその周辺の工事における濁水流出防止
水質事故対策	○水質事故の未然防止の周知・徹底 ○水質事故時の対応の徹底
水環境保全意識の向上	○環境教育・啓発の実施 ○環境教育の指導者の育成 ○水環境保全に関する情報提供

## 1 生活排水対策

一般家庭から発生する生活排水には、「し尿」と「生活雑排水」（台所、風呂、洗濯などの排水）があり、適切に処理されないまま放流されると、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者	住民
<b>(1) 公共下水道</b>			
ア 公共下水道の整備の推進	○公共下水道の整備を計画的に推進する(市町村)		
イ 公共下水道への接続率向上	○公共下水道に接続していない事業者や住民に対する啓発や補助制度の活用などにより接続を促進する(市町村)	○整備済の公共下水道に速やかに接続するよう努める	○整備済の公共下水道に速やかに接続するよう努める
ウ 公共下水道の適切な維持管理の推進	○公共下水道の適切な維持管理や計画的な設備更新を行い、排水の水質を良好に保つ(市町村)		
<b>(2) 農業集落排水施設</b>			
ア 農業集落排水施設への接続率向上	○整備済の集落排水施設に接続していない事業者や住民に対する啓発や補助制度の活用などにより接続を促進する(市町村)	○整備済の集落排水施設に速やかに接続するよう努める	○整備済の集落排水施設に速やかに接続するよう努める
イ 農業集落排水施設の適切な維持管理の推進	○集落排水施設の適切な維持管理や計画的な設備更新を行い、排水の水質を良好に保つ(市町村)		
<b>(3) 合併処理浄化槽</b>			
ア 合併処理浄化槽の整備促進 (公共下水道・農業集落排水施設などの計画区域外)	○単独処理浄化槽やくみ取り式トイレの使用者に対する啓発や補助制度の活用などにより、合併処理浄化槽(特に高度処理型合併処理浄化槽)への転換を促進する(県・市町村) ○合併処理浄化槽への転換の必要性に関する認知度を向上させるため、より効果的な周知に努める(県・市町村) ○浄化槽市町村整備推進事業の導入を選択肢に含め検討を行う(市町村)	○単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから合併処理浄化槽(特に高度処理型合併処理浄化槽)に速やかに転換するよう努める	○単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから合併処理浄化槽(特に高度処理型合併処理浄化槽)に速やかに転換するよう努める
イ 浄化槽の適切な維持管理の促進	○適切な維持管理実施について啓発に努める(県・市町村) ○特に、受検率の低い法定検査(11条検査)の受検の促進を図る(県・市町村)	○保守点検及び清掃を専門業者に委託する ○法定検査(11条検査)を毎年受検する	○保守点検及び清掃を専門業者に委託する ○法定検査(11条検査)を毎年受検する
<b>(4) 家庭でできる生活排水対策</b>			
ア 家庭でできる生活排水対策の普及推進	○家庭でできる生活排水対策について広報・啓発による普及を図る(県・市町村)		○家庭でできる生活排水対策を実践する

## 2 工場・事業場排水対策

事業活動で発生する排水の処理が不適切に行われたり、未処理のまま放流されると、汚水などが河川や地下水などを通じて湖に流入し、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者	住民
ア 排水基準等遵守の徹底	○事業場等に対して水環境保全に関する啓発及び監視・指導を行う(県) ○必要に応じて立入検査の頻度を増やし、監視の強化を図る(県)	○排水基準が適用される事業場等は排水基準を遵守する ○排水基準が適用されない事業場等も汚濁物質の流出量を低減するよう努める ○砂利採取場や採石場からの濁水流出を防止する	
イ 環境影響評価制度の適切な運用	○環境影響評価制度を適切に運用する(県) ○環境影響評価が実施される場合は、広報誌などを用いて分かりやすい周知に努める(県・市町村)	○環境に著しい影響を及ぼす事業を実施する場合は、環境影響評価制度に基づく適切な手続と環境保全についての適正な配慮を行う	○環境影響評価の実施状況に関心をもち、必要に応じ、環境影響評価図書に対して環境保全上の意見を提出する

### 3 畜産排水対策

家畜排せつ物は、野積みなどの不適切な処理を行うと、汚水などが河川や地下水を通じて湖に流入し、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者(畜産農家)	住民
(1) 家畜排せつ物の管理			
ア 家畜排せつ物の適正管理の徹底	○家畜排せつ物の適正管理に係る啓発を行う(県・市町村) ○関係団体と連携し巡回指導などを行う(県・市町村)	○家畜排せつ物法が適用される畜産農家は、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う ○家畜排せつ物法が適用されない畜産農家も、管理基準に準じた方法による管理を行う	
イ 家畜排せつ物の処理などに係る新たな知見の収集・技術開発の推進	○技術研修会などへ積極的に参加し技術・知識の習得及び普及に努める(県・市町村) ○堆肥の生産技術、汚水処理技術、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用促進などに関する研究開発を推進する(県)	○技術研修会などへ積極的に参加し技術・知識の習得及び活用に努める ○堆肥の生産技術、汚水処理技術、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用促進などに関する研究開発を推進する	
(2) 家畜排せつ物の利用			
ア 家畜排せつ物を処理した堆肥の利用の促進	○耕畜連携の強化、ニーズに即した堆肥づくり、堆肥の広域的利用などを推進する(県・市町村)	○耕畜連携の強化、ニーズに即した堆肥づくり、堆肥の広域的利用などを推進する	
イ 家畜排せつ物のエネルギーなどとしての利用等の促進	○必要に応じ、炭化・焼却処理、メタン発酵などの施設整備を検討する(県・市町村)	○必要に応じ、炭化・焼却処理、メタン発酵などの施設整備を検討する	

### 4 農地からの流出水対策

農地は、水源かん養などの機能を有していますが、過剰な施肥や排水などが行われると、過剰な肥料成分や土が河川や地下水を通じて湖に流入し、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者(農業者)	住民
ア 環境にやさしい農業の普及促進	○エコファーマー認定制度、特別栽培農産物認証制度や環境保全型農業直接支払制度などにより「環境にやさしい農業」の普及を促進する(県) ○「エコファーマー」や「特別栽培農産物」などについて住民への周知を図る(県) ○水田については、特に代かき・田植期の濁水流出防止対策の普及を図る(県)	○「環境にやさしい農業」に積極的に取り組む  ○水田については、特に代かき・田植期の濁水流出の防止を図る	○「環境にやさしい農業」に対する理解を深め、特別栽培農産物の購入などにより協力する

## 5 森林からの流出水対策

森林は、水源かん養や水質浄化など水環境保全の機能を有しており、豊かな水をはぐくむ大切な役割を果たしています。しかし、森林の管理が適切に行われないと、土壌侵食や崩壊などにより河川などを通じて湖に流入する汚濁物質が増加し、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者(林業者)	企業・住民
(1) 森林の適正管理			
ア 森林計画制度に基づく森林の適正管理の推進	○再造林や間伐などによる森林の適切な整備を推進する(国・県・市町村) ○再造林や間伐の低コスト化対策を推進する(国・県・市町村) ○伐採を行う際は各種法令等を遵守し、森林計画制度に基づき適切に実施し、裸地化する期間の短縮や尾根筋・溪流沿いなどでの森林の存置に努める(国・県・市町村) ○保安林制度や林地開発許可制度を適切に運用する(国・県)	○再造林や間伐などによる森林の適切な整備を推進する ○再造林や間伐の低コスト化対策を推進する ○伐採を行う際は各種法令等を遵守し、森林計画制度に基づき適切に実施し、裸地化する期間の短縮や尾根筋・溪流沿いなどでの森林の存置に努める	
イ 森林資源の適正な利活用の促進	○国は、民有林と協調した木材の安定的な供給により、県及び市町村は、県産材や間伐材などの積極的な購入・利用により、林業の成長産業化を通じて森林の保全を図る(国・県・市町村) ○県産材や間伐材の利用について啓発に努める(県・市町村)		○県産材や間伐材などの積極的な購入・利用により、林業の成長産業化と木材の利活用の促進を通じて森林の保全を図る
ウ 森林づくりに対する多様な主体の参加の促進	○県民参加の植林活動、企業による森林整備・保全活動などを推進するとともに、森林づくり活動が企業のメリットにつながるような取組の推進と住民意識の醸成を図る(県・市町村) ○森林体験活動などの森林レクリエーション活動を推進し、森林の持つ多面的機能に対する理解を促進する(県・市町村)		○県民参加の植林活動や企業による森林整備・保全活動などに積極的に参加する ○森林体験活動などの森林レクリエーション活動に積極的に参加する
(2) 水土保全対策			
ア 治山事業の推進	○山腹崩壊地の復旧や溪岸侵食による土砂流出防備などの治山事業を積極的に実施する(国・県)	○山腹崩壊地や裸地などを確認した際は、関係機関に対して情報提供する	○山腹崩壊地や裸地などを確認した際は、関係機関に対して情報提供する

## 6 周辺環境の整備・清掃

道路や側溝などに堆積した土、ごみや枯草などは、放置すると降雨などにより流出し、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者	住民
(1) 市街地・河川などの清掃			
ア 市街地及び河川などの清掃活動の促進	○市街地の側溝や河川などにおける清掃活動を支援するとともに、清掃の必要性について啓発に努める(県・市町村)		○市街地の側溝や河川などにおける清掃活動に積極的に参加する
イ 河川や水路などにおける刈草の流出防止の促進	○河川や水路などにおける刈草などは、増水時に流出しないよう適切に処理する(県・市町村) ○河川や水路などにおける刈草などの適正処理について啓発に努める(県・市町村)		○河川や水路などにおける刈草などは、増水時に流出しないよう適切に処理する
(2) 不法投棄の防止			
ア 不法投棄防止に向けた啓発・監視の強化	○不法投棄防止に関する啓発の強化を図る(県・市町村) ○定期的に巡視を行い、不法投棄を確認した場合は、投棄者または土地所有者への撤去指導を行う(県・市町村) ○不法投棄の状況を公表するなど、周辺住民の関心を高めるよう努める(県・市町村)	○ごみの不法投棄やポイ捨ては行わない ○地域ぐるみで不法投棄を防止する意識を持ち、不法投棄を確認した場合は関係機関に連絡する	○ごみの不法投棄やポイ捨ては行わない ○地域ぐるみで不法投棄を防止する意識を持ち、不法投棄を確認した場合は関係機関に連絡する

## 7 漁場水質保全対策

湖内のりんなどの栄養塩は水産生物に取り込まれることから、漁獲による湖外への持ち出しを促進することにより、水質改善を図ることができるとされています。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者(漁業者)	住民
ア 漁業を通じた栄養塩の回収の促進	○水質浄化能力の高いシジミなど漁業資源の維持増大と安定的利用を促進する(県)	○シジミの稚貝放流や生息環境改善などによる漁業資源の維持増大と安定的利用に努める	
イ 水草などの除去の促進	○水草が異常繁茂した場合は適度な除去を図る(市町村)	○水草が異常繁茂した場合は適度な除去を図る	

## 8 河川等工事の濁水対策

河川やその周辺における工事に際して、濁水などの流出防止対策を十分に行わないと、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者	住民
ア 河川及びその周辺の工事における濁水流出防止	○河川及びその周辺において工事を行う場合は、発生する濁水の流出防止対策を講ずる(国・県・市町村) ○必要に応じて青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例や環境影響評価制度に基づく手続を行う(国・県・市町村) ○水辺や河道内の自然植生が回復しやすいよう配慮し、自然の水質浄化機能の回復・活用及び降水時の濁水発生防止を図る(国・県・市町村)	○河川及びその周辺において工事を行う場合は、発生する濁水の流出防止対策を講ずる ○必要に応じて青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例や環境影響評価制度に基づく手続を行う ○水辺や河道内の自然植生が回復しやすいよう配慮し、自然の水質浄化機能の回復・活用及び降水時の濁水発生防止を図る	○工事による河川の著しい濁りを確認した場合は、関係機関に連絡する

## 9 水質事故対策

油漏れなどの水質事故が発生すると、油などが側溝や水路を通じて河川に流れ込み、湖を汚す要因となります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	事業者	住民
ア 水質事故の未然防止の周知・徹底	○事業場への立入や広報誌を用いた啓発などにより水質事故発生防止を図る(国・県・市町村)	○貯油施設の定期点検や給油操作ミス防止などを徹底し、油漏れなどの水質事故の防止を図る	○貯油施設の定期点検や給油操作ミス防止などを徹底し、油漏れなどの水質事故の防止を図る
イ 水質事故時の対応の徹底	○水質事故が発生した場合は、速やかにオイルフェンスの設置などにより下流域への流出防止を図る(国・県・市町村) ○水質事故発生を想定した訓練を定期的実施する(国・県・市町村)	○油などを流出させた場合は、被害を最小限とするよう迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに関係機関へ連絡する ○水質事故発生を想定した訓練を定期的実施する	○油などを流出させた場合は、被害を最小限とするよう迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに関係機関へ連絡する ○油の流出や魚類へい死など水質事故が疑われる事象を発見した場合には、関係機関に連絡する

## 10 水環境保全意識の向上

小川原湖流域は7市町村と広域にまたがることから、流域内の住民の中には、小川原湖と身近に接することが少ない方も多く存在します。水環境保全対策の推進に当たっては、流域内の住民一人ひとりの理解と協力が必要であることから、環境教育や啓発を通して、幅広い層の住民の水環境保全意識の向上を図る必要があります。

取組項目	取組の具体例		
	行政	民間団体	住民
ア 環境教育・啓発の実施	○民間団体などと連携し、流域住民を対象とした環境学習会などの環境教育や啓発を継続して実施する(国・県・市町村) ○水環境への感心が薄い人々に対する効果的な啓発の手法について検討し実施する(国・県・市町村) ○若年層の啓発を図るため、学校と連携した環境教育・啓発などについて検討する(国・県・市町村) ○水環境保全に関する環境教育を推進する(教育機関)	○流域住民を対象とした環境学習会などの環境教育を継続して実施するよう努める ○水環境への感心が薄い人々に対する効果的な啓発の手法について検討し実施する	○環境学習会などに積極的に参加し、水環境保全に関する理解を深める
イ 環境教育の指導者の育成	○環境学習会などにおける指導者の育成を図る(県・市町村)		
ウ 水環境保全に関する情報提供	○広報誌やパンフレットなどにより水環境保全に関する情報、関係法令の内容や小川原湖の水質調査結果を分かりやすく提供する(国・県・市町村)		○広報誌やパンフレットなどにより水環境保全に関する理解を深める

## 環境用語の解説（あいうえお順に掲載）

### アオコ

植物プランクトンの一種である藍藻類が大量に増殖し、湖や池の表面が緑色の粉をふいたようになる現象のことです。著しく増殖すると、景観を損なうとともに、悪臭の発生などの問題を引き起こします。

### エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」として、県が認定しています。

### 環境影響評価制度

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめその影響について調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

### 環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものです。

### 環境にやさしい農業

土づくりをはじめとして、化学合成農薬や化学肥料の使用を減じるなど、農業生産活動による環境負荷を低減した農業のことです。

### 環境保全型農業直接支払制度

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う制度です。

### クロロフィルa

葉緑素系色素のひとつ。水中の植物プランクトンなどに含まれており、測定値から水中のプランクトンの量を推定することができます。

### 窒素

栄養塩と呼ばれるものの一種であり、その濃度は富栄養化の目安とされています。動植物の生命を維持するうえで欠かせないものですが、過剰に存在すると、植物プランクトンなどの大量発生に伴う貧酸素状態やアオコの発生を引き起こす一因となります。窒素化合物の総量を全窒素といいます。

### 特別栽培農産物

化学肥料・化学合成農薬を使わないか、使用量を通常の5割以下に減らして生産した農産物を、「特別栽培農産物」として県が認証しています。

### 有機性汚濁物質

汚濁物質のうち、炭水化物やたんぱく質、脂質などの有機物をいいます。有機物は、水中の微生物によって分解されますが、分解し切れない場合、ヘドロとなって堆積していきます。また、分解の際水中の酸素が消費されるため、有機物が大量に存在すると、水中の酸素が欠乏し（貧酸素状態）、魚類など水生生物の生息が困難となります。

### りん

栄養塩と呼ばれるものの一種であり、その濃度は富栄養化の目安とされています。動植物の生命を維持するうえで欠かせないものですが、過剰に存在すると、植物プランクトンなどの大量発生に伴う貧酸素状態やアオコの発生を引き起こす一因となります。りん化合物の総量を全りんといいます。

### COD（Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量）

湖や海における有機物による汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物などを酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、この数値が大きいほど水が汚れていることを示します。

### 75%値

年間データを小さい方から並べて0.75×n番目（nはデータ数）に該当する値であり、BOD、CODの年間測定結果が環境基準を達成しているかどうかを評価する際に用いる統計値です。

編集・発行 青森県環境生活部環境保全課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 TEL 017-734-9242（直通）

この印刷物は再生紙を使用して1,300部作成し、印刷の経費は1部あたり 円です。